

申17号

在来線電車の保全体系の見直し (電車の検査周期延伸) に関する 要求申し入れ提出!

在来線電車の保全体系の見直し(電車の検査周期延伸)については、解明申し入れとして8月2日に申5号を提出し、団体交渉を行ってきました。

解明交渉では、周期延伸における対象車種・機器の選定方法、各機器の寿命や更新時期、通常時以外での急遽の入場対応、モニタリング保全の対象機器と今後の拡大予定、今後の車両メンテナンス職場の将来展望などについて議論してきました。しかし、会社は「リスクが考えられる機器を抽出して検証し、外部の有識者委員会で議論した結果となっている」「検査周期を延伸しても、基本的な検査・修繕と変わらない」などの回答を繰り返しました。一方、異常時対応の考え方についても明確には示されませんでした。組合員からは「周期延伸や車両の老朽化に伴い、今までにない車両故障が発生する可能性がある」「モニタリング保全の導入は、視覚や感覚による検査・修繕の技能低下を招きかねない」「検修職における職人気質の軽薄化につながる」などの声が出されています。

とりわけ、車両メンテナンス業務における今後の方向性については「ミライの車両サービス&エンジニアリング構創の中でも示されていますが、更なる働きがいの創出はもとより車両の安全や品質を維持・向上していくための予防保全の強化が課題であると考えます。

本部は、11月13日に申17号として要求申し入れを会社に提出しました。

1. 在来線電車の保全体系の見直しを考慮し、対象機器の予防保全を強化すること。
2. 在来線電車の保全体系の見直しに伴う異動については、本人希望を尊重すること。
3. 在来線電車の保全体系の見直しの対象車両に限らず、使用想定年数を延長して使用する車両については機器更新を行うこと。
4. 総合車両センター及び車両センターにおける在来線電車の保全体系の見直しや車両改造などについて、すべての対象車種が延伸キロに切り替わるまでの業務量を明確にすること。
5. 在来線電車の保全体系の見直しに伴う入場計画等については、車種や線区の特情を考慮するとともに、定期的に見直しを行うこと。
6. 在来線電車の保全体系の見直しに伴い、業務内容の変更が生じる場合については、検修職場の全社員に説明をすること。
7. モニタリング保全の対象車両については、必要な設備等を整備した上で配置すること。

**安全と技術力を維持・向上させていくために
交渉を進めていきます!**